

和歌山弁平成28年(綱)第16号, 第17号, 第18号

議決書

和歌山市十番丁72番地
カサ・デまるのうち201
懲戒請求者 吉田 益夫

和歌山市六番丁24
ニッセイ和歌山ビル11階
あすか綜合法律事務所
【第16号事件】
対象弁護士 豊田 泰史
(登録番号19208)

【第18号事件】
対象弁護士 重藤 雅之
(登録番号45614)

和歌山市南材木丁2-38
ふたば法律事務所
【第17号事件】
対象弁護士 太田 達也
(登録番号40513)

主文

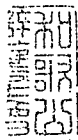
対象弁護士らにつき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

理由

第1 事案の概要

- 1 懲戒請求者は、「和ネット」という名称のインターネットサイト(以下、「本件サイト」という。)を管理する者である。





対象弁護士らは、平成 26 年 2 月 19 日、本件サイトに投稿された記事(以下、その投稿を行った者を「本件投稿者」という。)について、投稿内容の対象者ら(以下、「対象者」という。)から依頼を受け、同人らの名誉を侵害すること等を理由として、懲戒請求者に対し、削除を求める旨の通知を発送した。

また、上記同日、対象弁護士らは、本件投稿者について、名誉毀損罪等に該当するとして、和歌山地方検察庁に告訴状を提出した(なお、告訴内容に本件サイトの記事が含まれるかについては争いがある。)

上記通知の発送について、懲戒請求者は、本件サイト上の記事を削除した場合、付帯情報が消失し、捜査機関が投稿者を特定することが困難になるとして、懲戒請求者に対して証拠隠滅等の違法行為を強要することが、弁護士職務基本規程第 1 章の基本倫理に違反する等として、当会に懲戒請求を行った(以下、「前件請求」という。)

前件請求に対し、当委員会は、平成 26 年 7 月 16 日、懲戒請求者の主張には理由がないとして、懲戒委員会に対して審査を求めないのが相当であるとの議決を行った。

- 2 懲戒請求者は、前件請求について、本件サイトにその内容等を掲載して公開した。それに対し、対象弁護士豊田は、対象弁護士太田及び同重藤を訴訟代理人として、平成 26 年 4 月 24 日、①前件請求が懲戒請求権の濫用による業務妨害であること、②前件請求を行った事実及びその内容を本件サイト上に掲載して公開したことが対象弁護士豊田に対する名誉毀損、信用毀損に該当するとして、懲戒請求者に対して 3300 万円の損害賠償を求める訴えを提起した(和歌山地裁平成 26 年(ワ)第 194 号)。

また、対象弁護士豊田は、本件サイト上における前件請求の内容を公開する記事等について、削除を求める仮処分を申立て、その旨の決定を得た(和歌山地裁平成 26 年(ワ)第 37 号)。

さらに、対象弁護士らは、上記訴訟において、上記仮処分決定と同内容の請求を追加した。

懲戒請求者は、対象弁護士豊田からの上記訴訟提起等が不法行為に当たるとして、同弁護士に対して 100 万円の損害賠償を求める旨の反訴を提起した(和歌山地裁平成 26 年(ワ)第 305 号)。

- 3 和歌山地裁は、平成 27 年 3 月 18 日、懲戒請求者に対し、対象弁護士豊田に対して 110 万円を支払うこと、及び本件サイトの記事の一部を削除するよう命じる判決を言い渡した(以下、「地裁判決」という。)。また、懲戒請求者



の反訴請求については棄却した。

- 4 上記判決に対し、懲戒請求者及び対象弁護士豊田のいずれもが控訴した(大阪高裁平成 27 年(ホ)第 1268 号)(ただし、対象弁護士豊田は、懲戒請求者に対し 110 万円の支払いを命じた部分については控訴しなかった)。
- 5 大阪高裁は、平成 28 年 10 月 20 日、一審判決を変更し、懲戒請求者の対象弁護士豊田に対する損害賠償債務を 55 万円に減額し、本件サイトの記事の削除請求等対象弁護士豊田のその余の請求、及び懲戒請求者の請求を棄却すると判決を言い渡した(以下、「控訴審判決」という。)
- 6 上記判決に対しては、懲戒請求者、対象弁護士豊田の双方から上告の提起及び上告受理の申立てがなされた。

第 2 懲戒請求事由の要旨

- 1 対象弁護士らの懲戒請求者に対する訴訟提起(上記和歌山地裁平成 26 年(ワ)第 194 号)は、対象弁護士らに都合の悪い、本件サイトの掲示板のスレッドの削除、訴訟書類のリンク集、報道記事の削除を目的に、懲戒請求者を恫喝するために提起されたものである。そのことは、3300 万円の請求に対し、1 審判決が 110 万円の認容に留まったのに、控訴をしていないこと、平成 26 年 5 月 29 日に本件サイト上の記事の削除を求める旨の仮処分を申立て(上記和歌山地裁平成 26 年(サ)第 37 号)、上記訴訟において同年 9 月 10 日に上記仮処分と同内容の請求を追加したことから明らかである。

このような対象弁護士らの行為は、県民や国民の対象弁護士らに対する言論を封殺することが目的であり、憲法第 21 条の表現の自由を揺るがす行為であり、このような行為を弁護士が行うことは、弁護士職務基本規程第 1 条に抵触する。

- 2 対象弁護士らは、前件請求において、本件投稿者に対する告訴について、あたかもその告訴対象に本件サイトの投稿が含まれているかのように弁明した。

しかし、本件投稿者が侮辱罪で起訴された対象には、本件サイトの記事は含まれておらず、本件サイトは捜査対象にはなっていなかった。

したがって、対象弁護士らが懲戒請求者に送付した書面に記載した「なお、通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済であります。」との記載は虚偽である。

また、前件請求において、対象弁護士らが「和歌山地方検察庁に提出した告

訴については、その後岩出警察署に提出し直して、現在同署において捜査が進んでいる。」とあたかも刑事告訴の対象に本件サイトの投稿が含まれているかのように弁明したのは、虚偽である。

第3 対象弁護士らの弁明

- 1 対象弁護士らが懲戒請求者を被告として提起した損害賠償請求訴訟において、第一審及び控訴審ともに懲戒請求者が対象弁護士豊田の名誉・信用を毀損する違法行為を行ったと認定しており、上記訴訟は、正当な権利行使であったことは明らかである。この点、懲戒請求者は、上記訴訟において、対象弁護士豊田による上記訴訟提起が不法行為に該当すると主張して反訴を提起していたが、第一審及び控訴審ともにその請求を棄却している。
- 2 対象弁護士らは、本件投稿者が本件サイト上に投稿した記事について、本件投稿者の処罰を求める告訴状を提出しており、対象弁護士らが虚偽の弁明などしていないことは明らかである。



第4 証拠

別紙証拠目録に記載のとおり。

第5 当委員会の認定及び判断

- 1 (1) 懲戒請求者は、対象弁護士らによる懲戒請求者に対する訴訟提起が弁護士職務基本規程第1条に違反すると主張している。この点、対象弁護士らによる訴訟提起が懲戒事由に該当するのは、①対象弁護士らによる訴訟提起が違法と評価される場合と、②違法とまでは評価されないが、弁護士としての品位を害すると評価される場合があるといえる。

このうち、①については、違法と評価される以上、弁護士としては訴訟提起すべきではないといえ、原則として弁護士としての品位を害すると評価されると解する。しかし、②のように、違法と評価されない場合には、弁護士にも裁判を受ける権利(憲法第32条)がある以上、訴訟提起が弁護士としての品位を害するか否かは、慎重に検討する必要がある。

- (2) 対象弁護士らが提起した懲戒請求者に対する訴訟は、第一審で110万円の請求が、控訴審でも55万円の請求が認容されている。他方で、上記訴訟提起が違法であるとして懲戒請求者が対象弁護士豊田に対して賠償を求めた反訴については、第一審で請求が棄却され、控訴審でも懲戒請求者に

よる控訴が棄却されている。

したがって、対象弁護士らによる訴訟提起は、違法であるといえない。

- (3) 対象弁護士らは、上記訴訟において、懲戒請求者に対して 3300 万円の損害賠償を請求している。懲戒請求者は、恫喝訴訟やスラップ訴訟であるとして、懲戒請求者の言論を制約することを目的とした訴訟であって、弁護士職務基本規程に違反すると主張している。

しかし、上記訴訟は、懲戒請求者が対象弁護士豊田の名誉を毀損したこと等を理由として、同弁護士に生じた精神的損害の賠償を請求したものであるところ、精神的損害に係る損害額をいくらと評価するかは、多分に主観的な問題であり、また、近年精神的損害の金額評価を引き上げるべきとの主張も見られるところである。

したがって、上記損害を 3000 万円と算定した上で訴訟提起した対象弁護士らの行為が、直ちに弁護士としての品位を害するとははいえない。

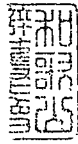
- 2 (1) 懲戒請求者は、対象弁護士らが前件請求において、「和歌山地方検察庁に提出した告訴状については、その後岩出警察署に提出し直して、現在同署において捜査が進んでいる。」と弁明したことが、虚偽の弁明であると主張している。

- (2) この点、本件投稿者に対する略式命令(甲 13)によると、起訴内容には本件サイトの記事は含まれていない。

しかし、告訴を受けた捜査機関において、同一構成要件に該当する複数の行為が認定できる場合に、立証の難易等から、告訴事実の一部の行為のみを起訴することは通常見られることであり、告訴内容と起訴内容とが異なることは、特段不自然なこととはいえない。

この点、対象弁護士らから提出された告訴状(乙 11)によると(ただし、平成 25 年 2 月 19 日付とされているのは、平成 26 年 2 月 19 日の誤記であると推認される。)、告訴事実には、本件サイトの記事は含まれていないものの、告訴に至る事情において、本件告訴においては、被告訴人自身が記載したことが明らかなブログのみをその対象としたが、本件サイトを含む複数のサイトにも違法な記載があるため、記載者を特定し、処罰を行ってほしい旨の記載がなされている。

したがって、対象弁護士らの上記告訴においては、本件サイトの記載者に対する告訴の意思は明らかにされていたといえる。よって、対象弁護士らによる前件請求の際の上記弁明は、虚偽であるとはいえない。



その他、対象弁護士らが虚偽の弁明をしたことを認めるに足りる証拠はない。

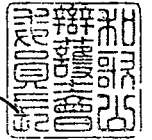
(3) 以上から、前件請求の際に対象弁護士らが行った弁明の内容が虚偽であるとはいえ、その弁明が懲戒事由に該当するとはいえない。

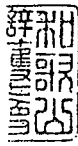
3 よって、主文のとおり議決する。

和歌山弁護士会綱紀委員会

委員長

私原敏美





証拠目録

1 懲戒請求者提出

- 甲1 平成26年2月19日付内容証明郵便(添付書類1)
- 甲2 平成26年2月10日付内容証明郵便(添付書類2)
- 甲3 懲戒請求書(添付書類3)
- 甲4 告訴状(添付書類4)
- 甲5 訴状(添付書類5)
- 甲6 仮処分決定(添付書類6)
- 甲7 議決書(添付書類7)
- 甲8 訴え変更申立書(添付書類8)
- 甲9 判決(添付書類9)
- 甲10 陳述書(添付書類10)
- 甲11 「和ネット」と題するインターネット画面を印刷したもの(添付書類11)
- 甲12 判決(添付書類12)
- 甲13 略式命令(添付書類13)
- 甲14 準備書面(1)(添付書類14)
- 甲15 判決(添付書類15)
- 甲16 上告受理申立通知書(添付書類16)

2 対象弁護士ら提出

- 乙1 決定書(和歌山弁平成25年(綱)第10号)
- 乙2 決定書(和歌山弁平成25年(綱)第11号)
- 乙3 決定書(和歌山弁平成25年(綱)第12号)
- 乙4 異議申出書
- 乙5 決定書(平成26年綱第1193号)
- 乙6 決定書(平成26年綱第1194号)
- 乙7 決定書(平成26年綱第1195号)
- 乙8 判決(平成26年(ワ)第194号, 同305号)
- 乙9 判決(平成27年(ネ)第1268号)
- 乙10 「和ネット」と題するインターネット画面を印刷したもの
- 乙11 告訴状(平成25年2月19日付)

